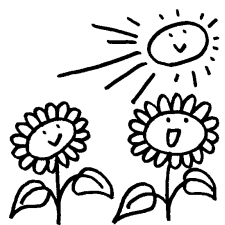


平成27年度

ぼくたち・わたしたちの夏休み

応其小学校



いよいよ本格的な暑さとともに夏本番を迎えようとしております。

明日から子どもたちが楽しみにしている夏休みに入ります。夏休みは子どもたちにとって、自然や文化に親しんだり、普段ではできない体験をしたり、地域の人々と交流したりと、大きく成長するまたとない機会です。また、自分で生活習慣を身につけていくよい機会にもなります。

一方、様々な誘惑による問題行動、さらには水難事故・交通事故など心配することの多い期間でもあります。そこで、以下のことについて、ご家庭でもしっかり話し合ってくださいますようお願いいたします。

生活

◎早寝・早起き・朝ご飯の習慣をきちんと身につけましょう。

◎テレビ・ビデオ・ゲームは時間を決めて節度を守りましょう。

◎帰宅する時間は家族で決めておきましょう。

※遅くとも午後5時の放送を合図に帰宅を開始し、午後5時30分には自宅にもどりましょう。

◎家族の一員として、自分のできる仕事を進んでする習慣を身につけましょう。



健康

◎健康診断で注意を受けた病気（目・耳・歯など）は、必ず治療しましょう。

◎冷たい食べ物・飲み物のとりすぎに気をつけましょう。 ◎食中毒に注意しましょう。

危険な場所

◎池や川・線路・工事現場などへは行かないようにしましょう。

◎交通量の多い道路や、路上では絶対に遊ばないようにしましょう。

◎有害玩具（エアガンなど）で遊ばないようにしましょう。

ヘルメットはあなたの命を守ります

自転車に乗る時には、道路への飛び出しや自転車の二人乗りをしないなど、交通ルールを守り、必ずヘルメットを着用するようにしましょう。

※保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。（道路交通法第63条の11）



水泳について

◎「水泳のこころえ」のプリントをよく読んで、決まりを守って泳ぐようにしましょう。

◎学校以外のプールには、保護者の人と一緒になければ行けません。

【九度山町営プール】・【高野ロレインボープール】・【橋本市民プール】

・3年生以下の方は保護者と一緒になければ泳ぐことができません。

・校区外になるので、4年生以上の方も保護者の送迎がなければ勝手に自分たちだけで泳ぎに行くことはできません。

・それぞれの施設の注意をきちんと守るようにしましょう。



子どもたちを非行から守ろう

◎花火は、近くに人家や危険物などが無い安全な所で、大人と一緒にしましょう。

◎夜店や夏祭りには大人と一緒に行くようにしましょう。

※「和歌山県青少年健全育成条例第22条」で夜間外出の制限について示されています。

「夜間(午後10時以降午前4時までの間に)、正当な理由なく、青少年を連れ出し、同伴、又はとどめてはなりません。」

◎外出する時は、お家の人に必ず行き先を言ってから出かけましょう。

◎大型スーパーやゲームセンター、飲食店などへは保護者同伴で行きましょう。

◎携帯電話・スマートフォン・PC等の使い方について話し合しましょう。

☆急を要する事案が発生した場合は、

応其小学校 42-2067

かつらぎ警察署 22-0110

橋本警察署 32-0110

に連絡してください。

9月1日(火)から平常授業が始まります。